

豊中市デジタル地域ポイント事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、キャッシュレス化の推進と市内消費喚起及び市政への参加意識向上を図るために豊中市（以下「市」という。）が実施するデジタル地域ポイント事業に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ポイント 前条の目的を達成するために、市が発行するデジタル地域ポイントをいう。
- (2) チャージ 利用者が原資を負担してポイントを購入することをいう。
- (3) 特定取引 ポイントが対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供（第7条第3項に規定する取引を除く。）をいう。
- (4) 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったポイントの換金を申し出ることができる事業者として市長が登録した者をいう。
- (5) 利用者 マチカネポイントアプリ利用者規約に同意し、第4条に規定するマチカネポイントアプリでポイントを利用する者をいう。

(ポイントの名称及び価値)

第3条 ポイントの名称は「マチカネポイント」とする。

2 ポイントの単位は「ポイント」とし、その価値は1ポイント1円とする。

(ポイントの運用)

第4条 ポイントの運用はスマートフォン専用アプリ「マチカネポイントアプリ」にて行うものとする。

(ポイントの発行等)

第5条 市長は、この要綱の定めるところにより、ポイントを発行する。

2 ポイントの発行は、市の事業等に併せて随時行うものとする。ポイント発行の対象となる市の事業等及び発行ポイント数については、都市活力部産業振興課長が別に定めるものとする。ただし、チャージにより発行されるポイントは随時発行するものとし、発行ポイント数については市長が別に定めるものとする。

3 ポイントは、全ての特定事業者との特定取引に使用できるものとする。ただし、市長が特定の用途にのみ使用できるポイントを発行する場合はこの限りでない。

(発行額)

第6条 ポイントの同一会計年度における発行額は、予算の範囲内とする。ただし、チャージにより発行されるものについては、市長が別に定めるものとする。

(ポイントの使用範囲等)

第7条 ポイントの有効期間は、原則ポイントの利用若しくは付与があった日から起算して7

30日間とする。ただし、発行するポイントの種別により、市長は有効期間を別に定めることができる。

- 2 ポイントは、転売、譲渡及び換金（第13条で規定する手続きを除く。）を行うことができない。
- 3 ポイントは、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 金融商品、有価証券、電子マネー、商品券、プリペイドカード等の換金性の高いものとして市長が認めるものの購入（特定事業者があらかじめ届出を行い、市長が認めたものを除く。）
 - (2) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - (3) 現金との換金、金融機関への預入れ
 - (4) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する取引
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (6) 国税、地方税や使用料などの公租公課（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金・電話料金など）（市長が認めたものを除く。）
 - (7) 特定事業者が利用対象外として指定するもの
 - (8) その他、市長が指定するもの

（ポイントに関する周知等）

第8条 市長は、デジタル地域ポイント事業の実施にあたり、この要綱に基づく事業の概要について、広報誌への掲載その他の方法により市民及び事業者に周知するものとする。

（ポイントのチャージ）

- 第9条 チャージ希望者は、マチカネポイントアプリからチャージの申込みを行うものとする。
- 2 チャージの申込みは、チャージ希望者1人につきポイントのチャージ上限金額までとする。
 - 3 第1項の規定によるポイントのチャージ申込期間は、市長が別に定めるものとする。
 - 4 前各項に定めるもののほか、ポイントのチャージ申込み等に関し必要な手続きについては、市長が別に定めるものとする。

（ポイントの払戻し）

- 第10条 ポイントは、使用状況にかかわらず、払戻しを行わないものとする。ただし、災害等により、市長が認めた場合はこの限りでない。
- 2 この要綱に基づく事業の終了、ポイントの有効期間経過、若しくは利用者の退会により失効したポイントの払戻しは行わないものとする。なお、失効したポイントは市の歳入として取り扱う。

（ポイントの不正利用等）

- 第11条 市長は、ポイントの取扱いについて、本要綱に定める禁止事項その他不正な利用が行われたと認めたときは、以下のとおり対応する。
- (1) ポイントが付与された後、かつ利用される前にあっては、所持者に対し当該ポイントの付与を取り消す。チャージにより発行されたポイントについては、所持者に対し当該ポイ

ントの返還を求め、返還が行われた後、返還されたポイントの購入代金を返還する。

- (2) ポイントが利用された後にあっては、利用したポイント相当額(チャージにより発行されたポイントは除く。)の返還を求めるとともに、当該利用をした者が引き続きポイントを所持している場合には、第1号と同様の措置を講ずる。

(特定事業者の登録等)

第12条 市長は、特定事業者の募集に応募した事業者のうち、以下に掲げる特定事業者の登録要件に該当する者を特定事業者として登録する。

- (1) 市内に実店舗があること。ただし、市と協定を締結しているなど、市との関係性を勘案し、市長が特に認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 第7条第3項に規定する取引以外の取引を行う者であること。
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている者でないこと。
 - (4) 特定の宗教・政治団体の運営を目的としている者や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者でないこと。
 - (5) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法(明治40年4月24日法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年4月14日法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年7月10日法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されていない者であること。
 - (6) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
 - (7) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - (8) 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (10) 上記(6)から(9)の内容について、必要に応じ市から警察に情報提供を行うことについて同意すること。
- 2 特定事業者は、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 特定取引においてポイントの取扱いを拒まないこと。
 - (2) ポイントの交換、譲渡及び売買を行わないこと。
 - (3) その他この要綱に基づく事業の実施に関し市長が別に定める事項
- 3 特定事業者は、特定事業者である旨を店頭等において明示することができるものとする。
- 4 第1項に規定する応募は、商店街振興組合等がその構成員である事業者に代わって一括して行うことができるものとする。

5 市長は、特定事業者が第1項の登録要件及び第2項各号に掲げる事項に違反したときは、当該特定事業者に係る第1項の規定による登録を取り消すものとする。

(ポイントの換金手続き)

第13条 特定事業者は、市長に対し、特定取引において受け取ったポイントについて換金を申し出ることができるものとする。

2 前項の規定による申出は、市長が別に定める期日までに行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申出を行った事業者に対し、当該ポイントの額面に相当する額を支払うものとする。

4 前項の規定による支払いは、市長が別に定める期日までに、特定事業者があらかじめ市長に届け出た金融機関の指定口座へ振込により行うものとする。

(施行細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年11月1日から実施する。

2 この要綱は、令和5年7月31日から実施する。